

私たちの共済年金 財政再計算結果



組合員の皆さんには、これまでに広報紙KKR及びリーフレットなどでお知らせしていましたように、本年10月は組合員の皆さんの加入している共済年金の「財政再計算」を行うことになっています。

今回の財政再計算では、国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の間で財政単位の一元化を前提に実施することとされていますから、それぞれの共済組合において保険料率算定の基礎をあらい直し、国共済・地共済全体としての将来の給付額、総報酬額などに基づいて一本化保険料率を算定することになります。

具体的に、一本化保険料率は、「財務大臣（地共済においては総務大臣）の定める方法」により算定することになります。

去る8月3日に財務省（総務省）からその通知がありましたので、これを受けて国共済連合会と地共済連合会で一本化保険料率（新保険料率）を算定し、国共済においては、第74回年金業務懇談会に報告しています。

現在、同懇談会で検討をお願いしていますが、この後、運営審議会に報告し、審議をお願いすることとしています。

そこで今回は、その内容について、ご紹介することにします。

目次

財務省からの通知について	2
■ 財政再計算結果	
組合員数及び年金受給者数の見通しについて	3
保険料率及び財政の見通しについて	4
新保険料率について	8

財務省からの通知について

財政再計算は、財務大臣の定める方法に従って行います。

去る8月3日、財務省より「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」の通知がありました。そのポイントは、次のとおりです。

1. 財政再計算は、平成16年10月1日を基準時点として、国家公務員共済組合法等の改正法（平成16年法律第130号）を前提に行うこと。
2. 将来の組合員数は、過去における組合員数の動向に鑑み、最近（平成13～15年度）の組合員数の生産年齢人口に対する割合の減少傾向が将来も続くものとして、「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」における中位推計を基礎として推計すること。
3. 基礎率（経済的要素）及びマクロ経済スライドによるスライド調整率は、厚生年金と同様とすること。
4. 保険料率及び財政の見通しは、財政均衡期間の最終年度（平成112年度）において、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金を保有するものとしていることに加え、国共済及び地共済を合わせた保険者としての規模が厚生年金より小さいこと及び現に国共済及び地共済を合わせ厚生年金より高水準の積立金を現在保有していることにも配慮して、積立度合（前年度末積立金／当該年度支出）が1、2、3及び4の4つのケースを作成すること。
5. 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間毎年9月（ただし、平成16年は10月）に引き上げるものとし、平成16年より地共済の保険料率との段階的な一本化を図り、平成21年に同一の保険料率となるようにすること。保険料率の引上げ幅は、組合員の負担増に配慮するとともに、厚生年金の引上げ幅も考慮して、平成16年から平成21年までは千分の1.29を、平成22年以降は千分の3.54をそれぞれ下回らないものとすること。
6. 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、厚生年金同様、平成17年度から平成20年度までは $1/3+11/1000$ とし、平成21年度以降は $1/2$ とすること。

なお、共済年金の給付水準は、今回の年金制度改正においてこれまでと同様に厚生年金に準拠して定める方式を維持し、給付水準の調整は厚生年金と同率の比率で行うこととされています。この場合、共済年金の財政状況、成熟の度合等が厚生年金と異なることから、厚生年金のように将来の保険料水準を固定することは困難なため、これまでと同様に5年ごとに財政再計算を行い、保険料率を決定していくことになります。



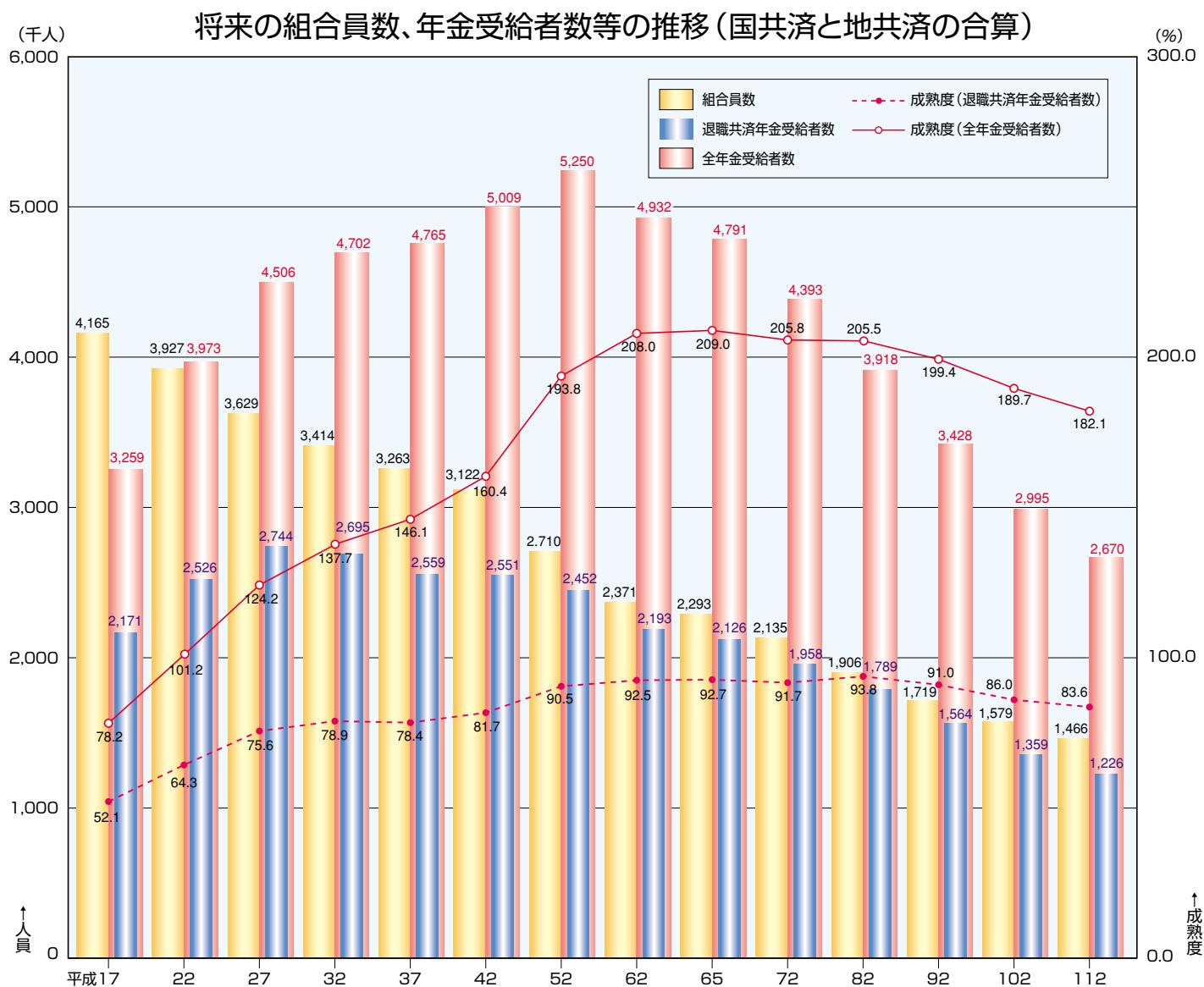
組合員数及び年金受給者数の見通しについて

ピーク時には、組合員1人で年金受給者2.1人を支えます。

組合員数の見通しは、過去の組合員数と生産年齢人口(15歳～64歳)との動向に鑑み、「日本の将来推計人口」における中位推計を基礎として見込んでいます。

一方、年金受給者数の見通しは、今後とも年々増加していくますが、組合員数の減少に伴い、平成52年度からは年金受給者数も減少するものと見込んでいます。

これにより、組合員数に対する年金受給者数の割合も年々上昇し、ピーク時の平成65年度では、組合員1人で年金受給者2.1人を支える状況になると見込んでいます。



保険料率及び財政

積立度合(前年度末積立金／当該年度支出)が4つのケースについて、保険料率及び財政の見通しを作成しました。

保険料率については、現在、国共済(千分の143.8)と地共済(千分の130.3)と異なっているため、平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とすることになります。

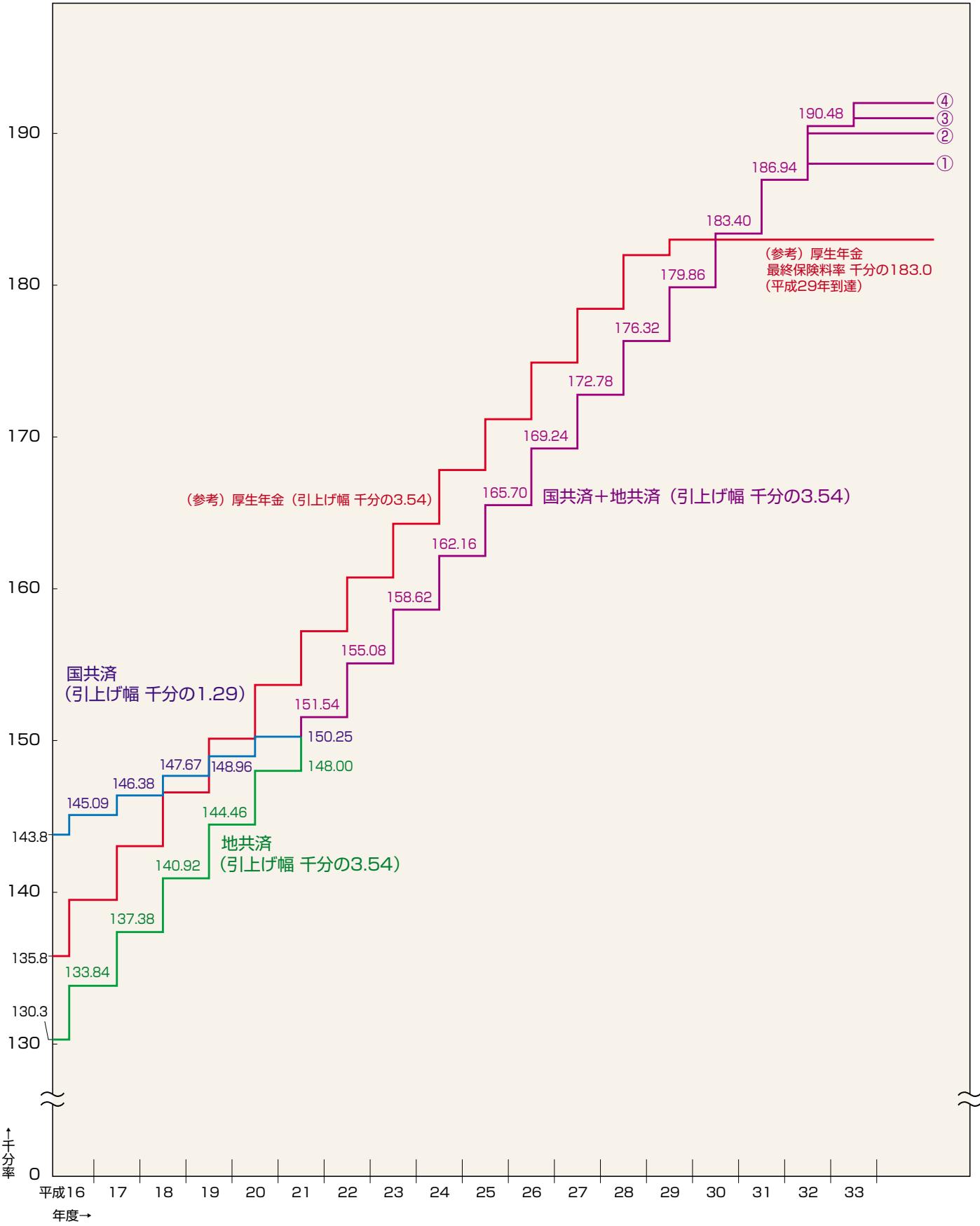
このため、国共済の保険料率は、地共済と同一の保険料率となる平成21年まで毎年千分の1.29ずつ引き上げ、平成22年以降は、毎年千分の3.54ずつ引き上げ、財政均衡期間(最終年度:平成112年度)の国共済と地共済を合わせた保険料率及び財政の見通しを作成しました。

-
- ① 積立度合が1の場合：最終保険料率は千分の188.0(平成32年到達)
 - ② 積立度合が2の場合：最終保険料率は千分の190.0(平成32年到達)
 - ③ 積立度合が3の場合：最終保険料率は千分の191.0(平成33年到達)
 - ④ 積立度合が4の場合：最終保険料率は千分の192.0(平成33年到達)
-



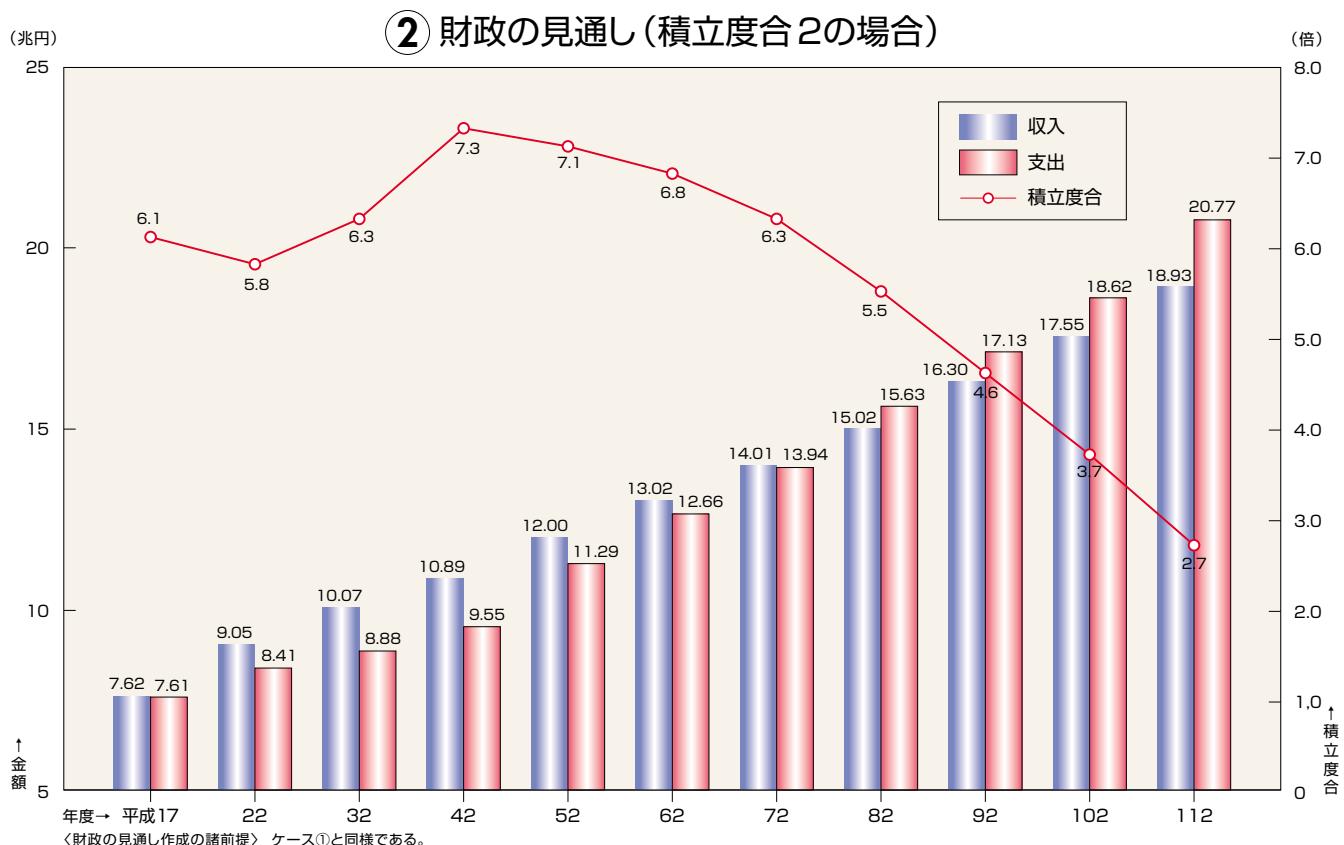
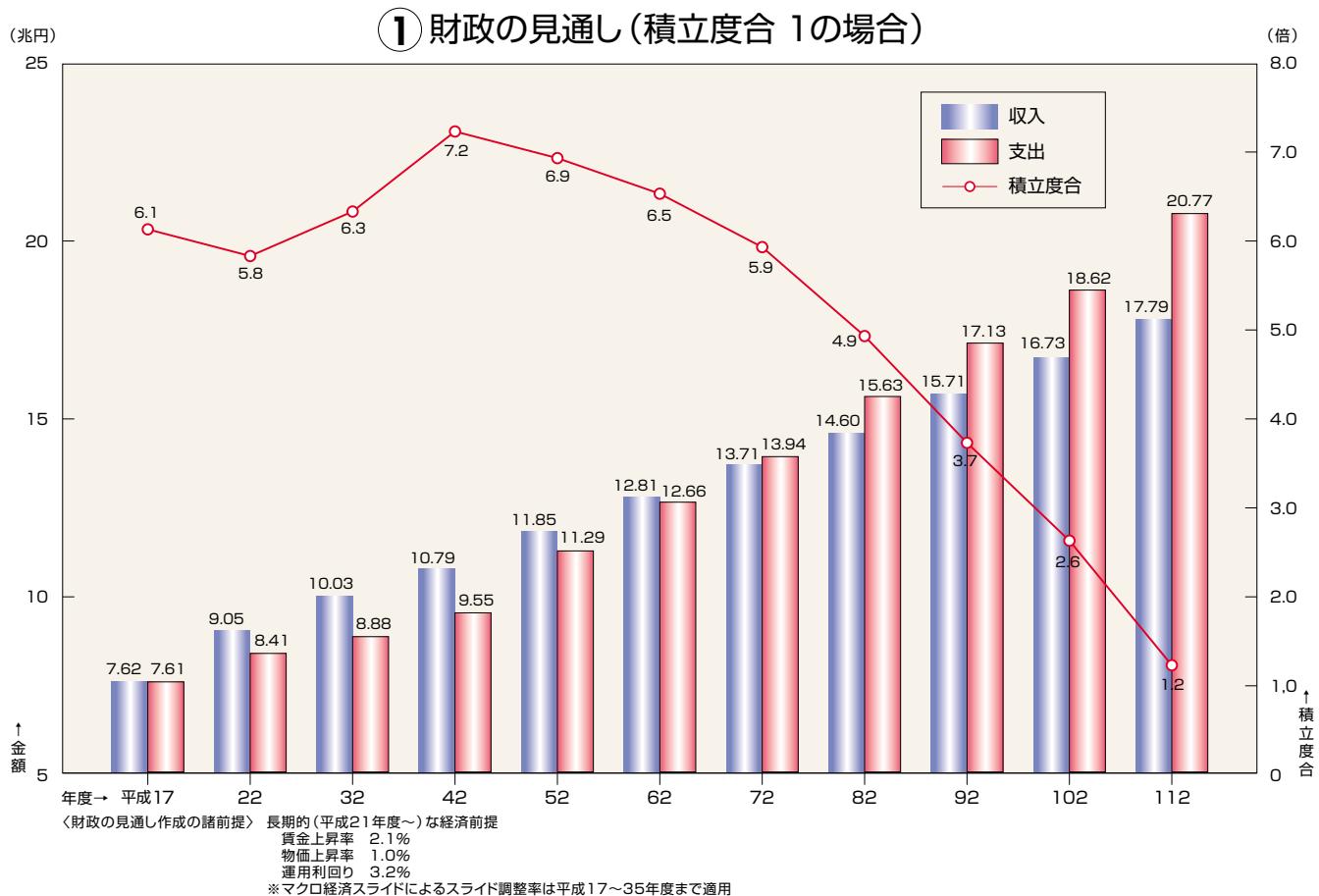
の見通しについて

■ 保険料率の見通し

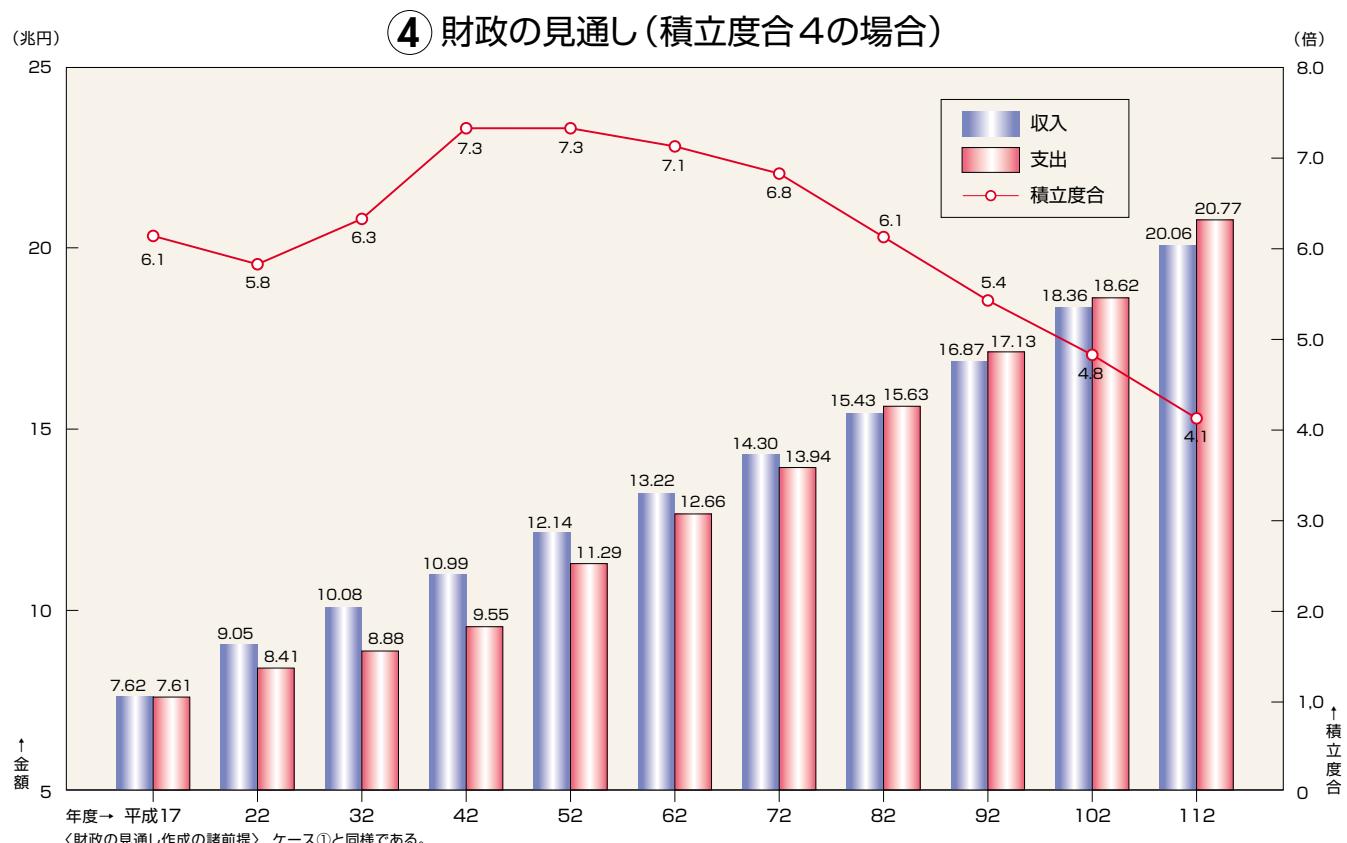


保険料率及び財政

■ 財政の見通しについて(国共済と地共済の合算)



の見通しについて



新保険料率について

「財務大臣の定める方法」により、平成20年までの国共済の保険料率(新保険料率)は次表のとおり算出されました。

今後は、運営審議会に報告し、定款変更の審議が進められることとなります。

	現行	16年10月～	17年9月～	18年9月～	19年9月～	20年9月～	(千分率)
国共済	①保険料率 (①×1/2)	143.8 71.9	145.09 72.545	146.38 73.19	147.67 73.835	148.96 74.48	150.25 75.125



これまでの国共済年金の現状や財政再計算についての掲載記事等は、連合会のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

平成16年8月発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp>